

UNCITRAL 債権譲渡条約について

早川眞一郎

はやかわ しんいちろう

東北大学大学院法学研究科教授

はじめに

1 条約案の概観

- (1) 条約案作成の背景と経緯
- (2) 条約案の全体的な構造

2 統一実質法ルール

- (1) 譲渡の有効性
- (2) 担保権の移転
- (3) 譲渡通知・支払指示
- (4) 債務者の保護
- (5) 小 括

3 競合する権利の優先関係に関するルール

- (1) 基本的な構造
- (2) 抵触法ルール（条約案 22 条以下）による優先関係の規律
- (3) 附属書の定める優先関係に関する規則
- (4) 小 括

4 国際私法ルール

- (1) 条約案における国際私法規定の役割
- (2) 第 5 章（独立の抵触規定）について
- (3) 小 括

おわりに

はじめに

[1] UNCITRAL（国連国際商取引法委員会）は、2001年6月～7月に開催された第34回総会において、「国際取引における債権譲渡に関する条約案」(Draft convention on the assignment of receivables in international trade)⁽¹⁾を確定した。この条約案は、2001年年末までに、条約としての最終採択のために国連総会に提出される見通しである⁽²⁾。

この条約案は、債権譲渡に関する法制が国によって異なっているために国際的な取引において生ずる問題点に対処することを目的としている。当初は、債権譲渡につき国際的な登録制度を設け、その登録制度によって一元的に管理する仕組みをつくることも考えられていたが、結局そのような包括的な仕組みをつくることは断念され、最終的な条約案は、後述するように、実質法規定の統一と国際私法規定の統一を組み合わせ、そこに国際的な登録制度の可能性をも付け加えて、上記の問題に対処するものになっている。以下では、まずこの条約案の全体像を概観したのちに、統一実質法ルール、競合権利者間の優先関係のルール、および国際私法ルールのそれぞれについて整理・検討をおこなうことにしたい。

1 条約案の概観

(1) 条約案作成の背景と経緯

[2] 資金調達方法の多様化に伴い、企業の有する重要な資産の一つである債権を利用する資金調達の手法が金融実務において発達してきた。そして、その手法の基本をなすのが債権譲渡という法形式である。ところが、債権譲渡に関する法制度は、国によって大きく異なることがあるため、国際的な要素を有する債権譲渡については、その規律が不明確であり、そのことが、国際的な債権譲渡取引（ひいては国際取引一般）に対する阻害要因となっている点が強く意識されるようになった。

そこで、条約案前文にあるように、「債権譲渡を規律する統一規則を採択することによって、資本の調達および与信の取得をより有利な条件で実現することが可能になり、それがひいては国際取引の発展をうながすことになる」という理解のもとに、「債権譲渡に関する法制度の明確性および透明性を確保するとともに、その現代化を促進するような、債権譲渡に関する原則を確立し、ルールを採択する」ことを目的として、このような条約の作成が企図されたのである。

[3] 条約案確定にいたる経緯は、おおむね次のようなものであった¹⁹⁾。

1995年の第28回UNCITRAL総会における決定に基づき、国際契約実務作業部会（Working Group for International Contract Practices）が、1995年11月の第1回から1999年10月の第8回までの会合における審議の結果、いったん成案⁽⁴⁾をとりまとめ、この案が2000年6月の第33回UNCITRAL総会に諮られた。しかし、この総会においては審議が終わらず、作業部会でさらに検討をすることになった。そこで、2000年12月の作業部会で検討を加えたうえ、作業部会の最終案⁽⁵⁾が作成された。この案が、2001年6月～7月の第34回UNCITRAL総会に提出され、審議・修正を経て、条約案が確定された。

（2）条約案の全体的な構造

〔4〕条約案は、次のように、前文、第1章～第6章（条文は第1条～第47条）、および附属書によって、構成されている。

前文	
第1章 適用範囲	1条～4条
第2章 総則	5条～7条
第3章 譲渡の効果	8条～10条
第4章 権利、義務及び抗弁	
第1節 譲渡人及び譲受人	11条～14条
第2節 債務者	15条～21条
第3節 第三者	22条～25条
第5章 独立の抵触規定	26条～32条
第6章 最終条項	33条～47条
附属書	

前文は、条約作成の背景や目的を述べる（上記〔2〕参照）。第1章は、条約の適用範囲を定める。第2章～第4章は、債権譲渡がこの条約のもとでどのように規律されるかを定める。第5章は、第2章～第4章による規律とは独立に、債権譲渡に関する抵触法ルールを定める。第6章は、条約に関するいわゆる最終条項を定めるものである。附属書は、債権の二重譲渡等の場合の優先関係につき、加盟国が選ぶうるオプションを掲記する。

以下では、条約の適用範囲を検討したうえで（(a)）、条約案がどのような規

律をしようとしているのかにつき基本的な構造を見ておく ((b) ことにしよう。

(a) 条約の適用範囲

[5] 条約の適用範囲については、条約案第1章が定めている。この章のなかには、いくつかの規定があり、これらを総合して見ておく必要がある。

まず、適用範囲に関する基本的な条文は、第1条である。

第1条 適用範囲

- 1 この条約は次の譲渡に適用される。
 - (a) この章において定める国際的債権の譲渡及び債権の国際的譲渡であって、譲渡契約の締結時に譲渡人が締約国に所在するもの
 - (b) いずれかの先行譲渡がこの条約によって規律される場合の後続譲渡
- 2 この条約は、先行譲渡にこの条約が適用されない場合でも、同一の債権の前項(a)の基準を満たす後続譲渡に適用される。
- 3 この条約は、原因契約の締結時に債務者が締約国に所在していなかった場合又は原因契約を規律する法律が締約国法でない場合には、債務者の権利義務に影響を及ぼさない。
- 4 第5章の規定は、前3項とは独立して、この章において定める国際的債権の譲渡及び債権の国際的譲渡に適用される。但し、第39条に基づき締約国が宣言を行っている場合は、この限りでない。
- 5 この条約の附属書の規定の適用については、第42条に定める。

第1条によれば、条約の適用範囲を画するのは、第1に国際性の要素、第2に条約締約国との関連の要素である。

第1の《国際性》の要素は、債権または譲渡に関して、要求される。すなわち、譲渡される債権が国際的であるか、または譲渡が国際的であるかの、少なくとも一方が必要とされる(第1条第1項(a))。そして、その債権および譲渡に関する「国際」性の意義については、第3条が定義規定を設けている⁽⁶⁾。

なお、債権譲渡が連鎖する場合には、その連鎖のうち一つの債権譲渡がこの国際性の要件をみたせば、その債権譲渡には条約が適用され(第1条第2項)、その後の債権譲渡はそれ自身が国際性の要件をみたさなくても、条約の適用を

受ける（第1条第1項(b)）。たとえば、債権者Aと債務者Bとの間の原因契約に基づいて発生した債権について、譲渡人Aが譲受人Cに債権譲渡をする場合を考えてみよう。A・B・Cがすべて甲国に所在するときには（Bは原因契約締結時に、Cは譲渡契約締結時に、Aはその双方の時点で）、債権と譲渡のいずれも国際的ではないので、その債権譲渡には条約は適用されない。しかし、その債権がつぎにCから乙国所在のDに譲渡されると、その譲渡は国際的であるので（第3条参照）、このCD間の債権譲渡には条約が適用される。そして、その後Dから同じ乙国所在のEに債権譲渡がなされたときには、その譲渡自体は国際的ではなく、また債権も国際的ではない⁽⁷⁾が、第1条第1項(b)によって、そのDE間の債権譲渡にも条約が適用されることになる。

第2の《締約国との関連》の要素は、ここでは2つの角度から規定されている。まず、条約適用のための最も基本的な要件は、債権譲渡の契約時に譲渡人が条約の締約国に所在することである（第1条第1項(a)）。その「所在」の意義については、第5条(h)が定義規定を設けている⁽⁸⁾。つぎに、譲渡される債権（債務）が締約国と一定の関係を有するか否かに応じて、条約の適用に一定の枠を課している。すなわち、債務者がその債務を創り出した契約（原因契約）の締結時に締約国に所在していなかった場合、および原因契約の準拠法が締約国の法律ではない場合には、条約は債務者の権利義務を左右しない。これは要するに、債務が締約国と一定以上の関係を持たないときには、債務者との関係において条約の適用を制限するというものである。

なお、起草過程においては、第1条に、《国際私法の規則によって締約国の法律が適用されるときには本条約が適用される》旨の規定を加える案も出されていたことがあるが、条約案にはこのような規定は入れられなかった⁽⁹⁾。

[6] つぎに、条約案第2条の定める債権譲渡の定義によっても、条約の適用範囲が画されている。第2条(a)は次のように定める。

第2条 債権譲渡

この条約の適用上、

(a) 「譲渡」とは、一方（「譲渡人」）から他方（「譲受人」）に対し、譲渡人

の第三者（「債務者」）に対する契約上の金銭支払請求権（「債権」）の全部若しくは一部又はその全体についての支配権を合意によって移転することをいう。負債又はその他の義務の担保としての権利の設定は、移転とみなす。

(b) [略]

第2条(a)から明らかなように、本条約が対象とする「債権」は、「契約上の金銭支払請求権」に限られる。ある債権が「契約上」のものであるか否かは、その債権の準拠法によって決せられるが、一般的に言えば、たとえば、契約違反を理由とする損害賠償債権は契約上の債権として条約の適用範囲に入り、他方、不法行為や不当利得を発生原因とする債権の譲渡は、その債権内容があらためて和解契約の対象となったような特別の場合を除いて、契約上の債権ではなく、条約の適用範囲には入らないことになる⁽¹⁰⁾。金銭支払以外の給付内容をもつ債権の譲渡も条約の対象外である。

また、第2条(a)は、「譲渡」を合意による移転としているため、法定代位 (statutory subrogation) など合意によらない移転は、条約の対象外となる⁽¹¹⁾。また、債権に対する担保設定は「移転」とみなされ、条約の対象に含まれること——この点で、条約の適用範囲はかなり広がっていること——にも注意が必要である。

[7] 以上のように、第1条～第3条に基づいて定められる条約の適用範囲につき、第4条において、条約の適用が排除または制限される場合が定められている⁽¹²⁾。

第4条第1項は、譲渡の性格に基づいて条約の適用が排除される場合を定める。すなわち、事業としてではなく個人的な文脈で行われる譲渡は除外される (同項(a))、また、営業譲渡や合併など包括的な営業の移転の一部として行われる譲渡も除外される (同項(b))。第4条第2項では、債権の性格に基づいて条約の適用範囲外とされる場合 (たとえば外国為替取引から生じる債権、銀行預金債権等) が、列挙されている。これらは、それぞれの取引の実情に照らして、本条約のような債権譲渡の規律になじまない性格の債権であるため、除外されることになっている⁽¹³⁾。

(b) 規律の基本的な構造

[8] 本条約は、本文中に実質法ルールと抵触法ルールとが入り組んで規定されているうえ、附属書にも重要なルールが書かれているため、その予定する規律の構造がかなり複雑になっている。以下では、この規律の基本的な骨格を整理して示しておこう。

[9] まず、第5章（第26条～第32条）の規定する、債権譲渡に関する一連の抵触法ルールの役割から見ていくのが分かりやすいものと思われる。

この抵触法ルールは、まず、① 国際的債権の譲渡および債権の国際的譲渡のうち、第1条第1項～第3項によって限定された条約適用範囲から排除されるものにつき、その準拠法を決定する機能をもつ（第26条(a)、第1条第4項）。たとえば、譲渡契約締結時に譲渡人が締約国に所在していないために上記の条約適用範囲には入らない債権譲渡（国際的債権の譲渡または債権の国際的譲渡）は、条約の第5章以外の定める規律を受けない。そのような債権譲渡については、第5章の抵触法ルールによって準拠法を定め、その準拠法による規律をすることになるのである。また、② 上記の条約適用範囲（第1条第1項～第3項による）に入る債権譲渡については、条約の第5章以外の部分の規定がまず適用されるが、それによって解決されない事項があれば、それは第5章の抵触法ルールの定める準拠法によって規律される（第26条(b)）。

このように、第5章の抵触法ルールは、条約のその他の部分が定めるルール（その大部分は実質法ルールであるが第22条・第23条のような抵触法ルールもある）に対して二重の意味で補充的な役割をはたす。すなわち、第5章以外において定められているルールの適用されない債権譲渡について準拠法を定める役割（上記①）、および、条約の第5章以外のルールが解決していない問題について準拠法を定める役割（上記②）である。

[10] 第5章の抵触法ルールは、右に見たように、条約全体にとっては補充的・副次的なものであり、債権譲渡に関する規律の統一の中核を担うのは、条約のその他の部分による規律である。この「その他の部分による規律」は、次のような構造をとる。

第1に、債権譲渡に関する多くの事項につき、実質法ルールが定められている。すなわち第3章「譲渡の効果」の第8条～第10条、第4章「権利、義務及び抗弁」第1節「譲渡人及び譲受人」の第11条～第14条、同章第2節「債務者」の第15条～第21条、同章第3節「第三者」のうちの第24条・第25条は、統一的な実質法ルールを定めている。もっとも、これらの実質法ルールは、基本的には当事者（譲渡人、譲受人、債務者）の合意によって、その合意当事者間においては排除または変更することが可能である（第6条）。ただし、第6条自体が明記するように、債務者による抗弁・相殺権の放棄の合意に関しては、一定の制限がある（第19条）。

第2に、債権について競合する権利の優先関係については、第4章「権利、義務及び抗弁」第3節「第三者」のうちの第22条・第23条が、抵触法ルールを定めており、基本的には譲渡人の所在する国の法律によってこの問題を規律することにしている。

第3に、しかし、この競合する権利の優先関係については、このような抵触法ルールとは別に、条約の附属書（ANNEX）のなかに、実質法的なルールのセットがいくつか用意されている。そして、条約第42条には、この附属書の適用に関して国がおこないうる宣言の種類が列挙されており、締約国が附属書の用意する優先関係に関するルールのうちどれかに拘束されることを宣言すれば、その国は、上記第22条・第23条の抵触法ルールではなく、その選んだ附属書のルールにしたがうことになる。そのような宣言をしなければ、附属書のルールは適用されずに、第22条・第23条の抵触法ルールによることになる。

[11] 以上のような基本的な構造につき、以下では、まず、条約の中核をなす規律について、統一実質法ルール（2）、優先関係に関するルール（3）のそれぞれを検討する。つぎに、国際私法ルールについてまとめておく（4）。

2 統一実質法ルール

[12] 条約案は、債権譲渡に関する多くの事項について実質法ルールを定めている。重要なものを中心に、それらの内容を概観しておこう。

(1) 譲渡の有効性

[13] 条約案第8条および第9条は、債権譲渡の有効性を確保することを主たる目的とした実質法ルールである。

第8条第1項は、複数債権の一括譲渡、将来債権の譲渡、債権の一部分の譲渡、債権の共有権の譲渡といういわば特殊なタイプの債権譲渡につき、譲渡対象たる債権が特定されまたは特定されうる限りは、そのようなタイプの債権譲渡であることを理由に無効とされることはない旨を規定する。ここに挙げられたタイプの債権譲渡は、各国の実質法上は有効なものとは認められていない可能性もあるが、債権が特定されているか特定されうる場合には、条約によってこれを有効とすることが債権譲渡の規律の統一のためには適切である。そこで、第8条第3項において、各国の法律がこの第8条第1項に反する譲渡制限をすることはできない旨を規定している。

第9条第1項は、関係当事者間に債権譲渡を制限する合意があった場合につき、その合意に反して行われた債権譲渡も有効である旨を規定する⁽¹⁴⁾。もっとも、この規定は、合意に反して債権を譲渡した者が負う合意違反に基づく義務・責任には影響を及ぼさない（同条第2項）。たとえば、債権者・債務者間の譲渡禁止特約に反して譲渡がなされた場合には、債務者は債権者に対して損害賠償等の責任を問うことはできるが、しかし、譲渡自体は第1項によってあくまでも有効とされる。そして、第8条第3項によれば、この第9条の規定も、上記の第8条第1項と同様、各国の法律によって制約することはできない。

このように、債権譲渡を、(合理的な範囲内においては)できるだけ有効なものとしようとする統一実質法ルールが、第8条～第9条に定められているものといえよう。

(2) 担保権の移転

[14] 第10条は、譲渡債権を担保する権利が債権譲受人へ移転することを確保する実質法ルールである⁽¹⁵⁾。

第10条第1項は、担保権は新たな移転行為なしに移転するという原則を定めるが⁽¹⁶⁾（同項第1文）、その担保権の準拠法が新たな移転行為を要求していると

きには、債権譲渡人がそれに従った移転をする義務を負う旨を規定する(同項第2文)。

そして、譲渡人と債務者または担保設定者との間に担保権移転を制限する合意があったとしても、第1項にしたがって担保権は移転される旨が明定されている(第10条第2項)。もっとも、債権譲渡制限の合意に関する上記第9条第2項と同様、譲渡人は、合意への違反に基づく義務・責任を負うものとされている(第10条第3項)。なお、第8条第3項が、この第10条第2項・第3項の規定を各国の法律によって制約することはできない旨を定めており、債権譲渡にともなって担保権も移転することが実効的に確保されるよう工夫されている。

(3) 譲渡通知・支払指示

[15] 譲渡通知および支払指示は、条約中にこれに関するいくつかの規定が定められていて、とくに債務者の免責との関係で重要な役割を与えられている。条約案において、譲渡通知とは、債務者に対して、債権が譲渡されたこと(債権と譲受人を合理的に特定する必要がある)を書面によって伝えるものであり⁽¹⁶⁾、支払指示とは、債務者に対して、支払先の者、住所または口座の変更を伝える指示である⁽¹⁷⁾。

まず注目すべきは、債務者に対する譲渡通知および支払指示は、譲渡人が単独でまたは譲受人と一緒に送ることができるだけでなく、譲受人が単独で送ることでもできることである。すなわち、第13条第1項は、「譲渡人と譲受人との間で特段の合意がない限り、譲渡人、譲受人又はその双方は、債務者に譲渡通知及び支払指示を送付することができる」と定め、その「特段の合意」(たとえば譲受人が単独では譲渡通知ができないという合意)があった場合については、同条第2項が、その合意に違反する譲渡通知・支払指示も、第17条の債務者の免責との関係では有効と扱われる(もっとも、違反による損害に関する義務・責任については影響しない)旨を定めている。

[16] 条約案第17条は、譲渡通知および支払指示に関して、支払をした債務者がどのような場合に免責されるか(債務の消滅を主張できるか)という視点から、次のように定める。債務者は、譲渡通知を受領するまでは、原因契約に

従った支払をすることで免責される（第17条第1項）。たとえば、支払の段階ではすでに債権譲渡がなされていたとしても、債務者は、譲渡通知を受領していなければ、従前の債権者（譲渡人）に支払えばそれで債務消滅を主張できる。

他方、債務者は、譲渡通知を受領した後は、基本的にはその譲渡通知に記された譲受人に対して支払うこと（または、その譲渡通知かその後に譲受人から受領した書面に、別段の指示がある場合には、その指示に従って支払うこと）によってのみ免責される（第17条第2項）。そして、第17条第3項～第7項には、譲渡通知（および支払指示）の状況に応じた詳しい規定が用意されている。

たとえば、債務者が、ある債権につき、同一譲渡人からの二以上の譲渡の通知を受け取った場合（債務者Yが、債権者AからBへの譲渡の通知と、AからCへの譲渡の通知を受け取ったときなど）には、債務者は、最初に受け取った通知に従って支払をすることで免責される（第17条第4項）。なお、このことと、このような二重譲渡の場合に二人の譲受人のうちどちらが優先するかとは、条約案上は別の問題として扱われている。すなわち、上記の例でいうとBとCとの優先関係については後述のように別の規律が用意されている。第17条が定めているのは、あくまでも、債務者が債務消滅（免責）を主張できるか否かの点であり、もし二重譲受人のうち劣後する者がこのような免責をともなう支払を受けた場合には、優先する譲受人は、債務者にさらに支払を求めることはできず、支払を受けた劣後する譲受人に請求すべきことになる。

また、たとえば、債務者は、連鎖譲渡の通知を受け取ったときには、その最後の譲渡の通知に従って支払うことで免責される（第17条第5項）。

なお、上記のように、譲受人が単独で譲渡通知を送付することができるため、譲受人から譲渡通知を受け取った債務者は、本当にそのような譲渡があったのかについて疑問を持つことがあり得る。そこで、そのような場合に、債務者は、その譲受人が債権者になるような（一連の）債権譲渡⁽¹⁸⁾があったことを証する適切な証拠を合理的な期間内に提供することをその譲受人に対して請求することができ、譲受人がこれに応じないときには、債務者はその譲渡通知がなかったものとして支払をすることで免責される（第17条第7項）。

以上のように、譲渡通知（と支払指示）については、主として、債務者が誰

に支払えば免責されるかという観点から詳しい規定が用意されている。

(4) 債務者の保護

[17] 条約案は、第4章「権利、義務及び抗弁」に、第2節「債務者」と題する節を置き、債務者の法的地位に関する実質法ルールを定めている。前述した、譲渡通知との関係での支払による免責の規定(第17条等)は、その一環として定められているものである。

この節では、右の支払による免責の点のほかにも、いくつかの実質法ルールが定められている。まず、第15条第1項は、「この条約に別段の定めのない限り、譲渡は、債務者の同意なしには、原因契約に定められた支払に関する約定を含め債務者の権利及び義務に影響を及ぼさない」として、債権譲渡は、債務者の同意なしには、債務者の権利義務を左右することはないという債務者保護の原則を定めている。

より具体的には、債務者には次のような保護が与えられる。

債務者は、原因契約(またはそれと同一の取引をなす他の契約)から生じるすべての抗弁および相殺の権利であって、債権譲渡がなければ譲渡人からの支払請求に対して主張し得るものを、譲受人に対して主張しうる(第18条第1項)。債務者は、また、譲渡通知を受け取ったときに主張することのできたその他のあらゆる相殺の権利を、譲受人に対して主張できる(第18条第2項)。

もっとも、債務者は、署名のある書面によって、これらの抗弁および相殺の権利を主張しない旨を譲渡人との間で合意することができ、その場合には、譲受人に対する上記のような主張はできないことになる(第19条第1項。ただし、同条第2項に、そのような放棄ができない例外も定められている)。また、債務者と譲渡人との間でなされた合意は、それが譲渡通知前に合意された場合には、譲受人に対しても効力を有し、譲渡通知後に合意された場合には、原則として譲受人に対して効力を有さない(第20条第1項、第2項)。以上の点からも明らかのように、債務者は、譲渡通知を受けた段階で譲渡人に対して主張しえた権利は、譲受人に対しても主張しうるという原則がとられているのである。

(5) 小 括

[18] 以上に概観した、統一実質法ルールはいずれも、起草過程におけるかなり詳しい検討を経て作成されたものであって、それなりの合理性を持つ規定であると評せよう。もっとも、解釈論としてか立法論としてかはともかく、今後なお検討すべき問題点が残されていないわけではない⁽¹⁹⁾。

たとえば、譲渡通知にもとづく支払をした債務者の免責に関して、条約案では債務者の保護は十分に図られているが、その反面で、誤った支払とそれに基づく債務者の免責によって害される真の債権者の利益は、必ずしも十分に守られないおそれがある場合がある。前述のように条約案第17条第7項によれば、譲受人から譲渡通知を受けた債務者は、「第1譲渡人から第1譲受人への譲渡及びすべての中間の譲渡がなされたことに関する適切な証拠を合理的な期間内に提出することを、譲受人に対して求めることができ」、「譲受人がそれをしていないときには、譲受人からの通知を受けなかったものとして」支払うことによって免責される。条約案の文言上は、これは債務者の権利であって義務ではない。すなわち、譲受人からの譲渡通知を受けた債務者が、本当に債権譲渡があったかどうかにつき疑念を抱いた場合や疑念を抱いてしかるべき場合にも、債務者は証拠の要求等の行為をすることなく、譲渡通知にしたがって支払をすれば免責されるように条約案は読めるが、はたしてそのような処理でよいかについては、検討の余地があろう。

3 競合する権利の優先関係に関するルール

(1) 基本的な構造

[19] ある債権についていわゆる二重譲渡があった場合に、2人の譲受人のうちのどちらがその債権を取得するか。また、譲渡された債権について、譲渡人の債権者が差押をしたときに、債権の譲受人は、どのような場合に、譲渡人の債権者に対して、自らの権利を主張できるか。あるいはまた、債権譲渡をした譲渡人が倒産した場合に、債権の譲受人は、倒産管財人に対して、自らの権利を主張できるか。このように、譲渡債権に関して競合する権利を主張する者⁽²⁰⁾が生じた場合に、この問題をどのように解決するかは、債権譲渡に関する

規律のなかでも非常に重要なポイントである。この点に関する各国の国内法制は、国によって大きく異なっており、この点のルールを統一・調整することは、本条約にとって最重要課題の一つであるといっておかろう。この点についてのルールが明確かつ合理的でなければ、債権譲渡は不安定・不透明なものになってしまい、本条約の目的は達成できないからである。

本条約案は、先にも触れたように、この点について次のような構造の対処をしている。

まず、本文（第4章第3節：主たる規定は第22条）において、譲渡人の所在地の法律によってこの点を規律する旨を定める。すなわち、競合する権利の優先関係については、基本的には、実質法ルールを定めずに、抵触法的な解決を図ることとされているのである⁽²¹⁾。しかし、これとは別に、条約案は、附属書において、優先関係に関する実質法的な規則のセット（登録制度によるものも含む）をいくつか用意しており、各締約国が、その規則セットのいずれかに拘束されることを宣言することができるものとしている（条約案第42条）。締約国がこの宣言をすれば、その国は、宣言によって選んだ規則セットを適用することになる。宣言をしない国は、第22条以下の抵触法ルールによることになる。

起草過程において、当初は条約の中で優先関係に関する統一的な実質法規則を定めることが企図されており、とくに、統一的な登録制度を用いて債権譲渡を管理し優先関係を決するのが望ましいという考え方が有力であった。しかし、審議の過程で、統一的な実質法規則および登録制度を導入するのは時期尚早であるため諦めざるをえないことになり、結局、上記のように、条約本文では抵触法ルールの統一を図り、附属書において登録制度によるものも含めて実質法規則のセットを複数用意して、各国の選択に委ねるという仕組みがとられたのである。

以下では、第22条以下の抵触法ルールと、附属書に定められたルールを、それぞれ簡単に見ておくことにする。

(2) 抵触法ルール（条約案第 22 条以下）による優先関係の規律

[20] 競合する権利の優先関係についての基本的ルールを定める第 22 条は、次のように規定する。

第 22 条

この条約中の他の規定によって解決される事項を除き、また第 23 条及び第 24 条の規定に従ったうえで、譲渡人が所在する国の法律は、譲渡される債権に関する譲受人の権利が競合権利者の権利に対して有する優先性を規律する。

このように、条約案は、優先関係を規律する準拠法として、譲渡人の所在国法を選んでいいる。この点に関する抵触法ルールとしては、このほかにも、債務者の所在地国法や譲渡される債権の準拠法を準拠法とする選択肢などもありうる⁽²²⁾。しかし、この条約案が重要な規律対象の 1 つとして念頭に置いているいわゆるバルク・アサインメント（複数債権の一括譲渡）を適切に規律するためには、譲渡人の所在国法が最も適している。すなわち、債務者の所在地国法や譲渡される債権の準拠法によるとすると、多数の債権をまとめて譲渡する場合には、債権によって優先関係を規律する準拠法が異なる事態が生じる。また、一括譲渡の対象に将来債権も含まれる場合には（実務上そのような要請は大きい）、譲渡契約の時点で準拠法が確定しないという不安定な事態も生じうる。その点、譲渡人の所在地法によることにすれば、（将来債権の譲渡も含めて）一括譲渡の優先関係をまとめてひとつの準拠法によらしめることができるのである。

もっとも、このような抵触法ルールにも、なお検討すべき問題がないわけではない。

最も問題になりうるのは、譲渡人の所在地国が変更された場合の取扱（いわゆる“conflict mobile”の問題）である。すなわち、たとえば二重譲渡のケースにおいて、第 1 の譲渡と第 2 の譲渡の間に譲渡人の所在地が甲国から乙国に移動したときに、第一譲受人と第二譲受人との優先関係を決する準拠法は、甲国法なのか乙国法なのかという問題が生じる（第二譲渡の後に、譲渡人がさらに丙国に移動して、問題が生じた時点で丙国に所在している場合には、甲国法・乙国法・丙国法のいずれが準拠法になるかが問題になる）。上記第 22 条は、この点に

つき明示していない。

もし、(a) 現在 (紛争解決の基準時) の所在国法が準拠法になると解するとすると、譲受人の予測可能性を害するおそれがある。すなわち、譲受人は、自己が譲渡を受ける時点での譲渡人の所在国法が準拠法になることを前提にして譲渡を受けたとしても、その後に譲渡人が所在国を変更してしまうと、別の国の法律による優先関係の規律を受けることになる。そうになると、譲受人としては、自己の権利を確保するためには、譲渡を受けた後も、その債権の処理が終わるまでは、譲渡人の所在地変更をモニターし続ける必要があることになる。

他方、もし、(b) 譲渡時の譲渡人の所在国法が準拠法になると解すると、譲受人の期待・予測可能性は確保されるが、上記の二重譲渡の例のように、第1の譲渡と第2の譲渡の間に譲渡人の所在国が変更した場合等の処理に困難をきたす。2つの譲渡の優劣関係をそれぞれの準拠法によらしめるのは意味をなさないので、1つの準拠法を決めなければならないが、(b-1) 第2の譲渡時 (一般的にいうと最終の譲渡時) を基準にすると、第1の譲渡の譲受人にとっては、上記(a)と同様の問題が生じるし、(b-2) 第1 (最初) の譲渡時を基準にすると、第二譲渡以降の譲受人は、自己が譲渡を受ける時点の譲渡人の所在地法が優先関係の準拠法であると信じて譲渡を受けたとしても、それ以前に譲渡がおこなわれていた場合には、別の準拠法によって規律されるおそれがある。この危険を避けるためには、譲受人は一般に、譲渡人のこれまでの所在地変更をチェックしたうえで債権譲渡を受ける必要がある。

このように、どの解釈をとるかによって、譲受人の権利確保の方法にすくなからぬ影響がある。譲渡人の所在地国が変更されることもきわめて稀なケースであるとまではいえないので、条約の安定的な運用のためにはこの点の検討が今後必要となろう⁽²³⁾。

[21] 第23条には、譲渡人の所在国法を適用することが、① 法廷地国の公序に反する場合、また、② 法廷地国や第三国の強行法規と抵触する場合の処理が、定められている。

①については、譲渡人の所在国法の規定の適用が「法廷地国の公序に明らか

に反する場合に限り」、その規定の適用を拒否することができる定められている（第23条第1項）。このように、「明らかに反する」場合に限ることを明記することによって、公序則の発動が例外的な場合に限ることが示されている。

②については、法廷地国または第三国の強行法規は、準拠法（譲渡人の所在国法）と抵触する場合に、その準拠法の適用を妨げてはならないと定められている（第23条第2項）。これは、強行法規と抵触する準拠法規定の適用が、第1項の規定する公序違反にあたる場合は格別、その程度にいたらない場合には、準拠法が優先する原則を定めたものである。もっとも、法廷地国の倒産法秩序との関係で、この原則に対する例外の可能性が認められている。すなわち、「法廷地国の法律のもとで法律上当然に生じる優先的権利であって、かつ、法廷地国の法律により倒産法手続において譲受人の権利に対して優先する権利」は、この第2項に対する例外として、優先権を持つ（第23条第3項）。そして、締約国は、何がこのような優先的権利にあたるかについての宣言を、いつでも、条約の寄託者（国連事務総長）⁽²⁴⁾に寄託することができる（第23条第3項）。

なお、第24条には、債権の proceeds⁽²⁵⁾（価値変形物）に関する特則が定められている。これは、譲受人と競合する権利者との間で、譲渡される債権の価値変形物に対する権利の優劣がどのように決まるかを、抵触法ルールによるのではなく、実質法的に定めたものである。また、第25条は、優先権を持つ譲受人が、現在又は将来の他の譲受人の利益のために優先権を subordinate（放棄）することができる旨を定める。これは、債権譲渡を用いたさまざまな取引において、通常のルールによれば優先権を持つことになる譲受人が、その優先権を放棄して他の譲受人に劣後することにしておく、という仕組みが必要になるときなどに対応できるようにするために、設けられた規定である。優先権を放棄する譲受人の一方的意思表示によっても放棄が可能であるとしているため、あらかじめ譲受人に放棄の意思表示をした文書を提出させるなどの方法で、柔軟な対応をすることが可能になっている。

(3) 附属書の定める優先関係に関する規則

[22] 条約案第42条に、附属書の適用に関する詳細な規定があり、締約国

は、この規定に従って、附属書中の優先関係に関する規則のいくつかの組み合わせのうちいずれかに拘束される旨を宣言することができる。

附属書に用意されている優先規則のセットとしては、附属書第1部の「登録に基づく優先関係の規則」、附属書第3部の「譲渡契約の時点に基づく優先関係の規則」、および附属書第4部の「譲渡通知の時点に基づく優先関係の規則」の3種類がある。また、附属書第2部は、国際的な登録システムに関する基本的な事項を定めている。

締約国のおこなう宣言としては、次のような選択肢が用意されている（条約案本文第42条第1項）。

- ① 第1部の登録による優先関係規則を適用し、かつ第2部に定める国際登録システムに直接参加する（第42条第1項(a)）。
- ② 第1部の登録による優先関係規則を適用するが、第2部の定める国際登録システムに直接参加せず、別個の登録システム（たとえば国内登録システム）を用いる（第42条第1項(b)）。
- ③ 第3部に定める、譲渡契約締結時を基準とする優先関係規則を適用する（第42条第1項(c)）。これによれば、複数の譲受人間は、それぞれの譲渡契約締結時の先後により、また、譲受人と倒産管財人・差押請求権等との間は、譲渡契約締結時と倒産手続開始・差押等の時との先後によって、優先関係が決められる。
- ④ 第4部に定める、譲渡通知（到達）時を基準とする優先関係規則を適用する（第42条第1項(d)）。これによれば、複数の譲受人間は、債務者によるそれぞれの譲渡通知の受領時の先後により、また、譲受人と倒産管財人・差押請求権等との間は、譲渡通知受領時と倒産手続開始・差押等の時との先後によって、優先関係が決められる。
- ⑤ 附属書第7条（第3部の一部）および第9条（第4部の一部）に定める優先関係規則の組み合わせによる（第42条第1項(e)）。すなわち、譲受人と倒産管財人・差押請求権等との間の優先関係は譲渡契約締結時と倒産手続開始・差押等の時との先後によって、また、複数の譲受人間は、債務者によるそれぞれの譲渡通知の受領時の先後により、優先関係が決

せられるものとする。

第42条第1項には、以上のような5通りの選択肢が用意されているが、これに加えて、次のような選択肢もある。第1に、第42条第4項は、以上のようないずれの宣言もしていない国は、自国で有効な優先関係規則にしたがい、附属書第2部に基づいて設立された国際登録システムを用いることができるとする。第2に、第42条第5項は、先の5通りの宣言をおこなう国は、その選択した優先関係規則が一定の種類の譲渡や一定の種類債権には適用されない旨を宣言でき、また選択した優先関係規則に変更を加えたうえで適用する旨を宣言することができるとする。また、先にのべたように、附属書に関する宣言をしないという選択肢（その場合は、優先関係は第22条以下の抵触法ルールによって処理される）ももちろん存在する。

(4) 小 括

[23] 以上のように、条約上は、競合する権利者間の優先関係の規律については、締約国の選択にもとづく、複数のルールが併存することになり、この点での統一は実現されなかった。競合する権利者間の優先関係は、債権譲渡を基礎にしたさまざまな取引を設計し実施するうえで最も重要なポイントのひとつであるから、この点の規律方法を統一できなかったことは、さまざまな経緯からやむを得なかったこととはいえ、本条約のプロジェクトにとってはかなりの痛手であると思われる。

もっとも、この点の規律方法のうちで最も望ましいと思われる登録制度の整備への道筋も、選択肢の1つとしてではあるが、残されている。そして、コンピュータ・ネットワークや情報技術の急速な進展や普及にともなって、今後、統一的な国際的登録システムの設立や各国の国内登録間の国際的な連携が進んで、各国にとって、登録システムによる規律がコストや利便性の面でも魅力的なものとなれば、多くの国がこの選択肢を選ぶことになる可能性はあるといえよう。そうなれば、この条約にもとづき、事実上、債権譲渡に関する規律の統一が、優先関係の規律も含めて、相当程度に実現されることになる。

4 国際私法ルール

(1) 条約案における国際私法規定の役割

[24] 既に述べたところからも明らかなように、この条約案は、国際的な債権譲渡の規律の統一を図るために、実質法規定の統一に加えて、抵触法規定(国際私法規定)も活用しようとしている。以下では、この条約案における国際私法規定の内容や役割につき、既述部分との重複をさけつつ、若干の整理をしておく。

この条約案は、大きく分けて3つの場面において国際私法を利用することを予定している。第1は、競合する権利者間の優先関係を決するために第22条以下において統一された内容の国際私法規定を利用する場面である。第2は、第5章に「独立の抵触規定」を設けて、各国の国際私法規定を統一しようとする場面である。第3は、条約の解釈・適用に際して一定の場合に国際私法を参照する場面(第7条第2項⁽²⁶⁾)である。

このうち、第3の場面は、条約の規律すべき事項について、条約の規定および条約の基礎をなす一般原則によって解決が導けない場合に、最後の手段として、法廷地の国際私法が指定する準拠法を判断の基準とすることを定めたものであって、条約が積極的に国際私法を活用することを予定したものではない。

これに対して、第1の場面は、条約にとってきわめて重要な課題である優先関係の規律のために、統一的な国際私法規定を導入しようとするものであり、また、第2の場面は、債権譲渡に関する各国の国際私法規定全体を統一しようとするものであり、ともに、この条約案が、実質法の統一にとどまらず、国際私法をも積極的に活用して国際的な債権譲渡の規律をおこなうことを目指していることを示すものとして、注目に値する。

第1の場面(優先関係の規律)については、先述したところに譲り([19]～[21]参照)、以下では、第2の場面(第5章の規定)について見ておこう。

(2) 第5章(独立の抵触規定)について

[25] 第5章の規定する抵触法ルールの役割は、すでに前述したとおりであ

る〔9〕。そこで見たように、この第5章の抵触法ルールは、条約全体にとっては補充的・副次的な役割を果たす。

起草過程においては、このような抵触法ルールの章を削除すべきであるとする見解も根強く主張されていた⁽²⁷⁾が、条約案は、結局、この章を維持し、ただし、第39条に、「国は、いつでも第5章に拘束されない旨を宣言することができる」という、いわゆるオプト・アウトの規定を入れることになった。

第5章においては、① 譲渡契約の方式（第27条）、② 譲渡人と譲受人との関係（第28条）、③ 譲受人と債務者との関係（第29条）、④ 譲受人と競合する権利者との優先関係（第30条）のそれぞれについて、抵触法ルールを定めるとともに、強行法規（第31条）および公序（第32条）の取扱を定める。また、第5章冒頭の第26条は、以上の条項の適用範囲を定めている。以下では、この第5章の抵触法ルールの内容がどのようなものであるかを簡単に整理する。

〔26〕 譲渡契約の方式については、関連するいくつかの国の法律のいずれかによって方式に関して有効であれば、有効である旨を、第27条が定める。すなわち、譲渡人と譲受人が同一国に所在する者である場合には、譲渡契約の準拠法または譲渡契約締結地の法のいずれか（第27条第1項）、譲渡人と譲受人が異なる国に所在する者である場合には、譲渡契約の準拠法、譲渡人の所在地、または譲受人の所在地のいずれか（第27条第2項）、の方式に関する要件を満たせばよい⁽²⁸⁾。

〔27〕 譲渡人と譲受人との関係（合意から生じる権利義務関係）については、まずは当事者の選択した準拠法により、選択がない場合には「譲渡契約が最も密接な関係を有する国の法律」による（第28条）。

譲受人と債務者との間の規律——より具体的には、契約上の譲渡制限の譲受人と債務者間における効力、譲受人と債務者との関係、債務者に対して譲渡を主張するための要件、債務者の免責など——は、原因契約の準拠法による（第29条）。

譲受人と競合する権利者との優先関係については、第22条以下に定める抵触法ルールと同様の内容の規定——譲渡人の所在国法を準拠法とし、倒産手続

上の優先権につき例外を認める等——を、この第5章にも設けている(第30条)。

[28] 強行法規に関しては、譲渡人と譲受人との関係(第28条)、および譲受人と債務との関係(第29条)については、法廷地国および第三国の強行法規の適用を認めている(第31条)。他方、優先関係については、強行法規は準拠法(譲渡人の所在地法)の適用を妨げないものとされる(第30条第2項。ただし、同条第3項により、倒産手続上の優先権は例外とされる)。

公序については、「法廷地国の公序に明らかに反する場合に限り」準拠法の規定の適用を拒否できる旨を定める(第32条)。

(3) 小 括

[29] 日本の抵触法ルール(とくに従来を通説的学説)と比較するという観点からすると、この条約案第5章の抵触法ルールには、次のような特色がある⁽²⁹⁾。

第1の特色は、条約案が、債権譲渡の抵触法をめぐる単位法律関係を、①譲渡人と譲受人との関係、②譲受人と債務者との関係、③譲受人と第三者(競合権利者)との関係に切り分けて、それぞれにつき基本となる準拠法を決めていることである。

これに対して、日本法は、法例第12条に、「債権譲渡ノ第三者ニ対スル効力ハ債務者ノ住所地法ニ依ル」と定めるのみであるが、従来を通説的学説は、①譲渡人と譲受人の関係を、譲渡の原因たる行為(売買契約等)と債権譲渡行為そのものとに区別して、それぞれについて準拠法を定め、他方、②(譲受人と債務者との関係)および③(譲受人と第三者との関係)は、この債権譲渡行為そのものの準拠法によって規律する、という切り分け方をする。

条約案と日本の従来を通説的学説との間には、このように単位法律関係の区切り方について、二重のギャップがある。すでに指摘されているように、今後の債権譲渡の規律については、いずれの点についても、条約案の手法が望ましいものといえようが、とくに、条約案の優れた点として強調すべきは、上記の②と③とを区別して取り扱うことである。現代の債権譲渡に関する実質法上の顕著な傾向は、譲受人・第三者間の関係と譲受人・債務者間の関係を切り離

し、譲受人の対第三者に対する対抗力を簡便・確実に確保できるようにしたうえで、それとは別の角度から債務者保護を図るというものである。たとえば、日本の債権譲渡特例法はその1つの好例といえよう。このような傾向は、現代社会の強い要請である債権流動化——その基礎として、将来債権も含む多数債権の一括譲渡（バルク・アサインメント）に関する法制の整備が必要となる——を促進するための、なかば必然的な動きである。条約案第5章の抵触法ルールの上記のような枠組は、このような動向を的確に反映したものと評せよう。

第2の特色は、譲受人対第三者（競合権利者）の優先関係を規律する抵触法ルールとして、条約案が、譲渡人の所在地法を連結点とするポリシーをとることである。日本法上法例第12条は債務者住所地法を、学説（従来の通説的見解）は債権準拠法をそれぞれ、この関係を規律する準拠法としている点で、条約案と対照的である。条約案の連結ポリシーの方が、バルク・アサインメントに適していることはここで繰り返すまでもなからう。

おわりに

[30] 以上に述べたところからも示唆されるように、この条約案は、国際的な債権譲渡の規律をより安定的・合理的に行う法制を作るうえで、重要なステップをなすものである。もちろん、優先関係の規律を一本化できなかったことなど、いくつかの点でなお検討・改善の余地はあり、また、今後この条約案が世界各国から支持を得て条約として成功するか否か（どの程度成功するか）は予断を許さない。しかし、いずれにしても、この条約案は、現代の債権譲渡に対応するためには、どのようなルールが要請されているかを的確に示している点で、国内法をも含めて今後の債権譲渡法制を考えるうえで重要な意味をもつものである。

- (1) この条約案は、UNCITRAL から国連総会への報告書である、Report of the United Nations Commission on International Trade Law on its thirty-fourth session 25 June–13 July 2001 (General Assembly Official Records Fifty-sixth session Supplement No. 17 (A/56/17)) の Annex I に掲げられている。なお、

この報告書(以下 A/56/17 として引用する)を含め、関連文書の多くは、UNCITRAL のホームページ (<http://www.uncitral.org>) において閲覧できる。また、この条約案の邦語訳(慶應義塾大学大学院国際債権流動化法研究会訳・小堀悟監訳)は、池田真朗「UNCITRAL 国際債権譲渡条約草案——草案の紹介と完成までの経緯」NBL722号 27頁(2001年)に掲載されている。本稿における条約案の翻訳は、基本的にはこの邦語訳によるが、若干の変更を加えている箇所がある。

- (2) 池田・前掲注(1)27頁による(なお、A/56/17, para. 198-200も参照)。
- (3) この条約案およびその作成にいたる経緯については、UNCITRAL 作業部に当初から日本政府代表として参加した池田真朗教授による次のような一連の論稿を参照。①池田真朗「国際債権譲渡の第三者対抗要件と UNCITRAL における動き——1997年10月会期までの中間報告として——」資産流動化研究Ⅳ1頁(1998年)、②池田真朗「カナダにおける債権譲渡登録制度——UNCITRAL での紹介を中心に」NBL639号 17頁(1998年)、③池田真朗「UNCITRAL 国際債権譲渡条約起草作業——2000年12月会期での『作業部会最終案』作成まで」資本流動化研究Ⅶ1頁(2001年)、④池田真朗「UNCITRAL 国際債権譲渡条約について」金融法研究・資料編(17)150頁(2001年)、⑤池田・前掲注(1)(NBL722号論文)。これらのうち、①～③は、池田真朗『債権譲渡法理の展開』(弘文堂、2001年)に収められている。

この他、この条約案については、齋藤彰「債権譲渡の準拠法——新たな立法的動向への対応を考える」ジュリスト 1143号 59頁(1998年)、北澤安紀「債権譲渡の準拠法——UNCITRAL の『国際取引における債権譲渡に関する条約』草案の国際私法規定の検討を中心として——」国際法外交雑誌 99巻 4号 1頁(2000年)、野村美明「国際金融と国際私法」国際私法年報 2号 90頁(2000年)、池田真朗＝北澤安紀＝国際債権流動化法研究会「UNCITRAL 国際債権譲渡条約草案作業部会最終案試訳」法学研究 74巻 3号 232頁(2001年)も参照のこと。なお、本稿執筆に際し、河野俊行教授の厚意により、同教授の未公表の論稿である「証券化と債権譲渡」(渡邊愷之＝野村美明編(松岡博選暦記念)『論点解説・国際取引法』(法律文化社、近刊予定)所収)を参照させていただいた。

- (4) この案とそれについての事務局による解説は、UNCITRAL から国連総会宛の 2000年3月29日付文書(A/CN.9/470)である、Receivables Financing: Analytical Commentary to the draft Convention on Assignment [in Receivables Financing] of Receivables in International Trade, Note by the Secre-

ariat に掲げられている。

- (5) この最終案とそれについての事務局による解説は、UNCITRAL から国連総会宛の 2001 年 3 月 13 日付文書 (A/CN.9/489) である、Receivables Financing: Analytical Commentary on the draft Convention on Assignment of Receivables in International Trade, Note by the Secretariat (以下、A/CN.9/489 として引用する) に掲げられている。
- (6) 「国際的」について定義する第 3 条の規定は以下の通りである。

第 3 条 国際性

債権は、原因契約の締結時に譲渡人及び債務者が異なる国に所在する場合に国際的なものとする。譲渡は、譲渡契約の締結時に譲渡人及び譲受人が異なる国に所在する場合に国際的なものとする。

適用範囲を画するための「国際性」を条約において定義すべきか否かは、一つの問題たりうる。たとえば、ハーグ国際私法会議の作成する条約においては、国際性の定義はしないのが伝統的な手法である。しかし、本条約については、条約適用の範囲を事前に明確に予測できることが重要であることなどから、客観的な定義をおくことにされた。なお、第 3 条のような国際性の定義によると、同一国に所在する譲渡人と譲受人との間のバルク・アサインメント (多数の債権の一括譲渡) において、対象となる債権のうち、債務者が譲渡人と同一国に所在する債権と異なる国に所在する債権とが混在している場合などに問題が生じうる。これらの点については、国際私法の側面について検討したハーグ国際私法会議のワーキンググループ会合 (1998 年 5 月) の報告書を内容とする、UNCITRAL から国連総会宛の 1998 年 7 月 10 日付文書 (A/CN.9/WG.II/WP.99) である、FINANCEMENT PAR CESSION DE CREANCES, Rapport du groupe d'experts préparé par le Bureau Permanent de la Conférence de la Haye de droit international privé (以下 A/CN.9/WG.II/WP.99 として引用) の ANNEX(2) などを参照。

- (7) 債権の国際性は原因契約締結時に債権者 (譲渡人) と債務者が異なる国に所在するかどうかで決せられるので (第 3 条), その後の譲渡等によって債権者と債務者が異なる国に所在することになっても、債権が国際性を持つことになるわけではない。
- (8) 人の「所在」する地についての定義に関する規定は、以下のとおりである。

第 5 条 定義及び解釈の原則

(h) 人は、その営業所を有する国に所在するものとする。譲渡人又は譲受人が二以上の国に営業所を有する場合は、営業所は、譲渡人又は

譲受人の中央統括が行われる所とする。債務者が二以上の国に営業所を有する場合は、営業所は、原因契約に最も密接な関連を有する所とする。人が営業所を持たない場合には、その常居所による。

法人の所在地の決定に関しては、一般に、実質的な活動をする地に着目するか、本店・本社等の登録地に着目するかの対立があるが、この規定は、前者をとるものである。この点につき、A/CN.9/WG.II/WP.99のANNEX(3)等を参照。

- (9) UNCITRAL から国連総会への1997年11月27日付報告書 (A/CN.9/445) である Report of the working group on international contract practices on the work of its twenty-seventh session (以下 A/CN.9/445 として引用) para. 125 によれば、1997年10月の作業部会で検討した条約草案(第1条第1項(b)には、「国際私法の規則によって締約国の法律が適用されるときには……本条約が……適用される」という規定が入っていた。もっとも、このときの作業部会においては、この規定は削除されるべきであるという見解が支配的であった (A/CN.9/445, para. 139)。

なお、この点については、統一私法条約と国際私法との関係に関して詳述する、高桑昭「国際取引に関する統一私法と国際私法」法学論叢 136 巻 4 = 5 = 6 号 75 頁 (1995 年)、および高桑昭「実体法に関する近時の統一法条約と国際私法の関係——統一法の適用について——」法学論叢 138 巻 4 = 5 = 6 号 33 頁 (1996 年) を参照。

- (10) A/CN.9/489, para. 31.
 (11) A/CN.9/489, para. 27.
 (12) A/56/17, para. 125-145 参照。
 (13) A/CN.9/489, para. 47-54 参照。
 (14) ただし、同条第3項において、そのように扱われる債権の種類を一定のものに限定している。
 (15) ただし、同条第4項において、そのように扱われる債権の種類を一定のものに限定——前注に記した第9条第3項による限定と同一である——している。
 (16) 第5条(d)に、譲渡通知の定義が記されている。なお、「書面」の定義は、同条(c)にある。
 (17) 第15条第2項に、支払指示によって行えること(および行えないこと)が列挙されている。
 (18) 連鎖譲渡に関しては、第16条第3項に、「後続譲渡の通知は、それに先立

つすべての譲渡の通知となる」という規定がある。そのため、 $A \rightarrow B \rightarrow C \rightarrow D$ という連鎖譲渡があった場合に、 D が債務者に $C \rightarrow D$ の譲渡の通知をしてくると、その譲渡通知は $A \rightarrow B$, $B \rightarrow C$ の譲渡の通知も兼ねることになり、債務者は D に支払えば免責される。そこで、17 条第 7 項は、このような場合には、債務者は、 D に対して、 $C \rightarrow D$ の譲渡の証拠だけでなく、 $A \rightarrow B$, $B \rightarrow D$ の譲渡についても適切な証拠を求めることができることにしている。なお、この点に関連して、作業部会・総会で日本代表が問題点の指摘と修正の提案をおこなったことにつき、池田・前掲注(1)32～33 頁を参照。

- (19) 池田・前掲注(1)には、検討を要する問題として、将来債権の譲渡の特定の問題、譲渡禁止特約の対外効の問題、連鎖譲渡と二重譲渡の問題等が、挙げられている。
- (20) 条約案第 5 条(四)に、この「競合権利者」の定義があり、それによると、競合権利者は、いわゆる二重譲渡の譲受人、譲渡人の債権者、および倒産管財人である。
- (21) もっとも、第 24 条には、proceeds をめぐる、競合権利者間の優先関係に関して、実質法的な特別ルールが定められている。
- (22) 債務者の所在地法を準拠法としている例として、日本の現行法(法例第 12 条)がある。また、譲渡債権準拠法を準拠法としている例として、EC 契約準拠法条約(ローマ条約)第 12 条がある。
- (23) ハーグ国際私法会議のワーキンググループ(前掲注(8))が、この conflict mobile の問題を簡単に指摘していたが(A/CN.9/WG.II/WP.99 の ANNEX(3) 参照)、結局、その後、条約起草過程において詳しい検討はなされなかったようである。なお、立法論としては、本文に掲げた考え方のほか、本文掲記の(a)の考え方をとったうえで、譲渡人の所在地国が変更された場合には、それ以前に譲渡を受けた者が、一定期間内に所定の手続をとることによって、新所在地法のもとでの優先権を確保できるようにするという手法(いわゆる grace period 制度)の可能性もある。
- (24) 第 33 条は、「国際連合事務総長をこの条約の寄託者とする」と定める。
- (25) proceeds(仏文では produits)については、池田・前掲注(1)29 頁に、わが国との関係も含めて解説がある。
- (26) 条約案第 7 条第 2 項は、次のように規定する。

第 7 条第 2 項

この条約の規律する事項であってこの条約により明示的に解決されない事項は、この条約の基礎をなす一般原則に従い、そのような一般

原則がない場合場合には、国際私法の規則による準拠法に従って、解決する。

- (27) UNCITRAL から国連総会宛の1998年10月23日付文書 (A/CN.9/455) である、Report of the Working Group on International Contract Practices on the Work of its Twenty-ninth Session の para. 68-70 等を参照。

抵触法ルールの章の削除を主張する見解は、たとえば、次のような指摘をする。債権譲渡の実質法的規律の統一を主たる目的とする条約において、このような抵触法ルールの統一をも図ろうとするのは、立法政策として適切ではなく、とくに、他の国際条約（たとえば契約準拠法に関するローマ条約など）との不適合を引き起こしかねないので、避けるべきである。また、譲渡人と譲受人との間の関係を規律する抵触法ルールは、一般的な契約当事者間の関係を規律する抵触法ルールと別個独立に規定すべきほどの特殊性・独自性はないはずであり、条約において特別にこの関係についてのみ抵触法ルールを定めるのは、各国の国内法（国際私法）の体系上バランスが悪い事態を生じる、等の指摘である。

これに対して、この章を維持すべきであるという見解は、たとえば次のように指摘する。国際取引の安定のために法制度を整えるためには、実質法ルールによるか抵触法ルールによるかは、個々の場合に依じて実際の観点から柔軟に考えるべきであり、両者の混在を理論的な観点から否定する必要はない。また、国際私法ルールが整備されていない国にとっては、このような章があることによって、効率的に自国の国際法ルールを整える（しかも他国と歩調を合わせて）ことができるのであって、望ましいことである、等と。

- (28) 債権譲渡の方式については、起草過程においては、実質法的に規定すること——たとえば、書面による必要があるとするルール、あるいは、書面によらなくてもよいとする（方式の要件は課さないとする）ルール等——も考慮され、また、独立の抵触法規定の章ではなく、条約の本来の適用範囲に適用する抵触法的な規定をもうけること——たとえば、譲渡の方式は譲渡人の所在地国法によるとするルール等——も考慮されたが、結局それらは見送られ、第5章に、上記のような方式上の有効性を広く認められるようにする抵触法ルールが規定されることになった。

- (29) このような比較の観点からの分析は、すでに、齋藤・前掲注(3)、野村・前掲注(3)、河野・前掲注(3)によって詳しく行われている。齋藤論文および河野論文は、本条約の草案を、日本の従来の伝統的な学説等と比較しつつ検討し、本条約の示す方向に賛意を示す。野村論文は、日本におけるセキュリタイ

ゼーションの実務および債権譲渡に関する実質法の動向を踏まえた検討の結果、齋藤論文の見解に基本的に賛成し、債権譲渡を登記すべき場合か否かに応じて異なる抵触法ルールをセットを提案する。このように、本条約をひとつのきっかけとして、債権譲渡に関する日本の国際私法学説も大きく動きつつある。

Draft Convention on Assignment of Receivables in International Trade prepared by UNCITRAL

Shinichiro HAYAKAWA

Professor of Law, Tohoku university

This article gives a concise explanation about the “Draft Convention on Assignment of Receivables in International Trade”, which was approved by UNCITRAL at its 34th Commission in July 2001. This Draft Convention has been prepared to establish principles and to adopt rules relating to the assignment of receivables that would create certainty and transparency and prompt the modernization of the law relating to assignments of receivables in international trades.

After giving an overview of the backgrounds and the general structure of the Draft Convention, this article explains about three groups of rules contained in the Draft Convention: uniform rules on substantive law, rules on priorities, and rules on conflict of laws.

This article also compares the Draft Convention with the current Japanese rules on international assignments of receivables.